

日モンゴル経済連携協定(日モンゴルEPA税率がMFN税率(注1)より高い品目)(2025年4月現在)

3901.10-021	3901.10-061	3901.10-091	3901.20-011	3901.20-091	3901.40-011(注2)
3901.40-091(注2)	3901.90-011(注2)	3901.90-091(注2)			

(注1)「MFN税率(実行最恵国税率)」は、実行のWTO税率若しくは国定税率(基本税率又は暫定税率)を指す。

(注2)一部品目のみ。

(※) 日モンゴルEPA第2.4条第6項に基づき、MFN税率が同EPA附属書一の日本国の中表に基づく税率より低い場合には、その低いMFN税率を日モンゴルEPA税率として適用する。